

平成28年11月3日の米軍北部訓練場周辺において原告車両を留め置いた措置の状況（時系列）

時間	場所	対応警察官	留め置き経過状況	原告の言動	警察措置と法的根拠
午前10時18分	北部訓練場メインゲート南側約30m地点	愛知県警察警察官	現場統括官指示を受け、愛知県警が中隊長指揮により県道70号線上北部訓練場メインゲート南側約30m地点で検問を開始した。		◇当日早朝からの抗議行動の状況を踏まえ、現場統括官指示により、新川ダム付近(福岡県警)、メインゲート付近(愛知県警)、高江橋付近(警視庁)で検問を開始 →警察法2条1項(警察の責務) ～「個人の生命・身体・財産の保護」、「犯罪の予防、鎮圧」、「その他公共の安全と秩序の維持」
午前11時38分			愛知県警察官が県道70号線を北上してきた原告車両に停止を求め、同車両はこれに応じて停止した。		◇抗議参加者による違法かつ危険な抗議活動を防止するため検問して免許証の確認や質問等を実施したものであり、原告は免許証の提示に応じており、その他不審点がないため通過させた。 →警察法2条1項(警察の責務) ～「個人の生命・身体・財産の保護」、「犯罪の予防、鎮圧」、「その他公共の安全と秩序の維持」
午前11時40分	東村字高江在高江橋南側約50m地点	警視庁警察官	◇警視庁警察官が県道70号線を北上してきた原告車両に停止を求め、同車両はこれに応じて停止した。 ◇原告の態度等から抗議参加者と認識し通過させた場合、工事車両等への危険かつ違法な妨害行為を行う可能性が高いと判断し留め置き措置を実施した。	◆警察官の停止の求めに応じた。 ◆警察官をカメラで撮影する行為 ◆警察官の行き先を尋ねる質問に対し「車両を止める根拠は、行き先や理由を聞く根拠は何か。」等と反抗的な態度を示すだけで、その身分やN1入口に向かう理由等を明らかにしなかった。 ◆原告は、弁護士バッジを付けた背広を後部座席に畳んで置いていたため、現場警察官は弁護士バッジの確認はできなかった。	◇抗議参加者による違法かつ危険な抗議活動を防止するため検問して免許証の確認や質問等を実施した。 →警察法2条1項(警察の責務) ～「個人の生命・身体・財産の保護」、「犯罪の予防、鎮圧」、「その他公共の安全と秩序の維持」
午後零時12分			◇現場からの要請を受け、同部隊の警視庁警察官がビデオカメラで原告車両の撮影を開始(12:12~13:45)した。 ◇12:23に私服捜査班が合流し、原告車両後方で警戒等を行った。	◆警察官をカメラで撮影する行為	◇抗議参加者にみられる警察官をカメラで撮影する行為、警察官の質問に対し反抗的な態度で理由等も明らかにしないことから、原告は抗議参加者であると認識し、通過させた場合、工事車両等への危険かつ違法な妨害行為を行う可能性が高いと判断し、留め置き措置を実施した。 →警察官職務執行法5条(犯罪の予防及び制止) ◇現場警察官は、事件やトラブル等の発生のおそれがあるため、私服捜査班等を要請した。
午後零時15分			◇警視庁警察官が、原告の通過可能かの確認に際し、車両による通過は見合わせ、車両から降りて徒歩で向かうことは差し支えない旨申し向けるも、原告は「ありません。私が飛び出したところを狙っているんでしょがそんな馬鹿なことはしません。停止には従います」と述べ、そのまま停止に従うとして、留め置きに応じた。	◆原告の「通っていいか」との問いに、車両による通過を見合わせ、車両を降りて徒歩で向かうことは差し支えない旨回答したところ、「根拠は何か。責任者に根拠を示してもらったらどうか。この状況は国賠請求しますから」等と述べた。 ◆警察官が、所定方針に基づき原告に「歩いて向こうに行く意思がありますか」と申し向けたところ、原告は「ありません。私が飛び出したところを狙っているんでしょがそんな馬鹿なことはしません。停止には従います」と述べ、そのまま停止に従うとして、留め置きに応じたが、その身分やN1入口に向かう理由等を明らかにすることはなかった。	◇警察官からの徒歩による移動の申し向けに対し、原告は徒歩移動の意思はなく「ありません。私が飛び出したところを狙っているんでしょが、そんな馬鹿なことはしません。停止には従います」と述べ、そのまま停止に従うとして、留め置きに応じていることから、強制力を伴わない任意手段による留め置きである。 →警察法2条1項(警察の責務) ～「個人の生命・身体・財産の保護」、「犯罪の予防、鎮圧」、「その他公共の安全と秩序の維持」
午後零時55分			◇警視庁警察官が、原告の通過可能かの確認に際し、Uターンならば差し支えない旨申し向けたところ、原告は「はい。私は向こうに行きます」と述べ、そのまま停止に従うとして、留め置きに応じた。	◆原告の「まだ止めるのか」との問いに対し、警察官が「Uターンしてもらったほうがいいですか」と確認したところ、原告は「はい。私は向こうに行きます」と述べ、そのまま停止に従うとして、留め置きに応じたが、その身分やN1入口に向かう理由等を明らかにすることはなかった。	◇警察官からの徒歩による移動やUターンの申し向けに対し、原告は徒歩移動やUターンの意思はなく、「はい。私は向こうに行きます」と述べ、そのまま停止に従うとして、留め置きに応じていることから、強制力を伴わない任意手段による留め置きである。 →警察法2条1項(警察の責務) ～「個人の生命・身体・財産の保護」、「犯罪の予防、鎮圧」、「その他公共の安全と秩序の維持」 ◇現場警察官は、弁護士バッジや身分証等が確認できず、原告も自身が弁護士であると名乗らず、弁護士であるとの認識を持つことができなかったことから、原告車両を通過させるべきではないと判断し留め置いたものである。
午後1時35分			◇警視庁警察官が、原告の通過可能かの確認に際し、歩いていくことかUターンすることは差し支えないが、あくまでも車両でN1入口に向かうのか旨確認したところ、原告は「はい。お願いします」と述べ、そのまま停止に従うとして、留め置きに応じた。	◆原告の「あとどれくらいになるか責任者に聞いてもらっていいですか」との問いに対し、警察官が「もう一度確認しますが、歩いて行くかUターンすることはできないですか」と申し向けたところ、原告は「はい。お願いします」と述べ、そのまま停止に従うとして、留め置きに応じたが、その身分やN1入口に向かう理由等を明らかにすることはなかった。	◇警察官からの徒歩による移動やUターンの申し向けに対し、原告は徒歩移動やUターンの意思はなく、「はい。お願いします」と述べ、そのまま停止に従うとして、留め置きに応じていることから、強制力を伴わない任意手段による留め置きである。 →警察法2条1項(警察の責務) ～「個人の生命・身体・財産の保護」、「犯罪の予防、鎮圧」、「その他公共の安全と秩序の維持」 ◇現場警察官は、弁護士バッジや身分証等が確認できず、原告も自身が弁護士であると名乗らず、弁護士であるとの認識を持つことができなかったことから、原告車両を通過させるべきではないと判断し留め置いたものである。
午後1時50分			◇警視庁警察官が、原告の留め置きを終了し通過させた。		◇N1入口からの工事車両の入出域が終了し、同所周辺における危険かつ違法な抗議行動の危険性が少なくなったことから、警察本部から規制等の解除の指示を受け原告車両を通過させた。